

選挙制度のお知らせ

今年、4月に県議会議員選挙と市議会議員選挙、8月には県知事選挙が予定されています。そこで今号は、統一地方選挙と郵便等投票について、その制度を紹介いたします。

問合先 選挙管理委員会

統一地方選挙

統一地方選挙とは、特例法によって全国的に期日を統一して行う選挙のことをいいます。地方自治体の長や議会議員は4年ごとに任期満了を迎えますが、それぞれの自治体が独自に選挙期日を決めて選挙を行うと、有権者が混乱するおそれがあるため、特例法を定めて全国的に期日を統一して行います。今回は、3月から5月までの間に任期を迎える選挙が特例法で定められた日とまとめて行われます。

また、選挙の種類によって、選挙期日は2つに分かれています。前半（4月12日投票）は都道府県知事、指定都市の市長およびそれらの議会議員の選挙、後半（4月26日投票）は指定都市以外の市町村の長と議会議員の選挙が行われます。

鶴ヶ島市では4月12日(日)に県

議会議員選挙が、4月26日(日)に市議会議員選挙が行われることとなります。

郵便等による不在者投票ができます

身体に重度の障害などがあり、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方に認められています。

投票に先立っては、郵便による不在者投票をすることができ、証明書を「郵便等投票証明書」の交付を市の選挙管理委員会に申請してください。

○郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの方で表1・2のような障害のある方（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方。

表1

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

表2

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○

投票所の名称が変わります

鶴ヶ島市市民センターの設置に伴い、4月から次のとおり投票所名称が変わります。場所は変わりません。

第9投票区	第5投票区	第4投票区	第3投票区	第2投票区	投票区	新しい名称	旧の名称
富士見市民センター	南市民センター	東市民センター	大橋市民センター	西市民センター		西公民館	西公民館
富士見市民センター	南市民センター	東市民センター	大橋市民センター	大橋市民センター		大橋公民館	大橋公民館
富士見市民センター	南市民センター	東市民センター	東公民館	南公民館		南公民館	南公民館

表3

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1級
	上肢、視覚の障害	○

表4

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

○郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者
郵便等による不在者投票をすることができ、かつ、自ら投票の記載をすることができない表3・4のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ市の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載をさせることができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

ください。
投票所入場整理券に点字シールの貼付を希望される方はご連絡ください
4月に行われる県議会議員選挙および市議会議員選挙の投票所入場整理券は、郵送します。入場整理券に点字シール（入場整理券である旨が記載されているもの）の貼付を希望される方は、3月27日(金)までに選挙管理委員会へご連絡ください。